

X GYMメンバー規約

X GYM（以下「当ジム」とします。）は、当ジムが提供するメンバーシップサービス（以下「本サービス」とします。）の入会について、以下のとおりメンバー規約（以下「本規約」とします。）を定めます。なお、当ジムが、ホームページで掲載する当ジムの諸規則や本サービスの利用条件等は、本規約の一部を構成します。本規約の内容と、当該諸規則や利用条件等の内容が矛盾抵触する場合は、当該条件等において特段の留保がない限り、本規約が優先して適用されます。本サービスの入会に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条 「目的」

本規約は、本サービスの入会者（以下「メンバー」という。）に適用されます。当ジムは、スポーツを通じたメンバーの健康維持・推進および技術向上等のため、施設とサービスをメンバーに提供することを目的とします。メンバーは、本規約に同意したものとみなされ、本規約を遵守しなければなりません。

第2条 「メンバー制」

当ジムは、メンバー制とします。メンバーが当ジムを利用するときは、利用する施設受付にて予約者名を申告していただく必要があります。

第3条 「入会資格」

本規約に同意した方は第4条に定める入会審査を経て、当ジムに入会することができます。なお、当ジムは、その自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。当ジムの入会資格は、以下の全てを満たすこととします。

- ・本規約および当ジムの諸規則を遵守する方
- ・医師等に運動を禁じられておらず、当ジムの諸施設の利用に支障がないと申告された方(健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。)
- ・暴力団関係者（暴力団関係者で亡くなった日から5年を経過していない方を含みます。）、薬物常用者でない方
- ・過去に本規約の違反行為をされていない方

第4条 「入会審査」

- (1) 当ジムに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、当ジムによる審査を受けたうえ、当ジムが承諾したときに、当ジムとの契約が成立し、当ジムのメンバーとなります。なお、利用開始日は別に定めます。
- (2) 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されませ

ん。また、メンバーは、重複して入会（メンバー番号の複数登録）をすることはできないものとします。

- (3) メンバーは、入会后、当ジムから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。当ジムは、メンバーがその求めに応じない場合、当該メンバーの施設の利用を禁止することができます。この場合であってもメンバーは、第6条第1項に定める諸費用を支払います。

第5条 「未成年の取扱い」

未成年者が当ジムに入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条 「入会金・月会費」

- (1) 入会金、月会費を含む本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、ホームページに掲載するとおりとします。当ジムは、本サービスの利用料金を、第22条の定めに基づいて変更することができます。
- (2) メンバーは、別に定める利用料金納入期日までに、自らが申し込むメンバー種別に応じて当ジムが指定する方法および手段により、それぞれの利用料金を払い込むものとします。
- (3) 当ジムにお支払いいただいた利用料金は、法令の定めまたは当ジムが認める理由がある場合を除き、一切返還しないものとします。

第7条 「メンバーたる地位の相続・譲渡」

当ジムのメンバーたる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第8条 「メンバー以外の施設利用」

当ジムは、メンバーが同伴または当ジム所定の方法による手続を完了したメンバー以外の方（以下ビジターという）に当ジムの施設を利用させることができます。この場合、ビジターにも本規約が適用されます。

第9条 「規約の遵守」

メンバーは、当ジムの施設の利用にあたり、本規約を遵守し、当ジムの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第10条 「メンバー資格の喪失」

メンバーは、次の場合、その資格を喪失します。

- ・メンバーが退会したとき
- ・メンバーが除名されたとき
- ・メンバーが死亡したとき
- ・当ジムを閉鎖したとき

第11条 「施設の利用制限・禁止、除名」

(1) 当ジムは、メンバーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当ジムの施設の利用を制限または禁止し、またはそのメンバーを除名することができるものとします。

- ・第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき
- ・当ジムに対する会費等の支払いを滞納した場合
- ・当ジムの施設を故意または重大な過失により破損した場合
- ・当ジムの名誉を傷つけたり、当ジムの施設内において秩序を乱す行為が認められた場合
- ・入会手続き時の記載事項に虚偽の事実を記載した場合
- ・当ジムの承認を得ないでメンバー資格を譲渡し、担保にするなどの行為が認められた場合
- ・破産または民事再生の申し立てがあった場合、または任意整理の申出があった場合
- ・他の利用者に対し著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ・筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合
- ・集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合
- ・医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明した場合
- ・妊娠していることが判明した場合
- ・本規約、その他定められた諸規則に違反した場合
- ・法令に違反した場合
- ・その他、当ジムのメンバーとして相応しくないと当ジムが認めた場合

(2) 前項に基づき当ジムが本規約に基づく除名をしたことによってメンバーに損害が生じた場合であっても、当ジムはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第12条 「退会」

メンバーは、入会后3ヶ月経過後に限り、当月15日（同日が休業日にあたる場合は前営業

日)までに、当ジム所定の方法により手続を完了することにより、翌月の末日(以下「退会日」といいます。)をもって退会できるものとします。なお、メンバーは当ジムに対し退会日までの月会費等を支払う義務があります。

第13条 「休会」

メンバーは、当月15日(同日が休業日にあたる場合は前営業日)までに、当ジム所定の方法により手続を完了することにより、翌月1日から休会することができるものとします。なお、休会期間中は月額3,000円の休会費を頂戴いたします。

第14条 「持込物に関する責任」

(1) 当ジムは、メンバーが施設に持ち込んだ物を預かりません。メンバーは、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

(2) 当ジムは、故意または過失がない限り、メンバーが施設に持ち込んだ物の滅失または毀損等の損害について、当該損害に対する責任を負いません。

(3) 当ジムは、メンバーが施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なしますが、メンバーはあらかじめこれに同意します。ただし、次の各号に定めるものを除きます。

- ・現金および有価証券
- ・その価額またはその合計額が5万円以上であると明らかに認められる物
- ・建物または自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
- ・携帯電話用装置
- ・運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位または個人の一身に専属する権利を証するもの
- ・預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカードまたはクレジットカード
- ・ゴルフクラブその他これらに類似する器具
- ・当該物またはその付属物に記載または付加した情報により、その所有者または占有者が識別できる物

第15条 「施設の休業および閉鎖」

(1) 当ジムは、施設毎に定期休業日を設定することができます。

(2) 当ジムは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、当ジムの施設の全部または一部を臨時休業または閉鎖することができます。

- ・天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき

- ・施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
- ・社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
- ・その他、当ジムが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

(3) 前2項の場合、法令の定めまたは当ジムが認める場合を除き、メンバーが負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

(4) 当ジムは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として2週間前までにメンバーに対し第22条に定める方法にて、その旨を告知または通知します。

第16条 「個人情報保護」

当ジムは、当ジムの保有するメンバーの個人情報を、当ジムが別途定める「プライバシーポリシー」にしたがって管理します。

第17条 「責任事項」

(1) メンバーは、自己の責任と自己管理のもと、施設を利用していただきます。当ジムは、本サービスに関連してメンバーに発生した損害について、当ジムに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。

(2) メンバー同士の間に関生じた係争やトラブルについても、当ジムは、当ジムに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

(3) 当ジムの過失(重過失は除きます。)によって本サービスに関してメンバーに損害が生じた場合、当ジムは、債務不履行、不法行為その他の請求原因を問わず、メンバーに現実に生じた直接かつ通常範囲の損害についてのみ責任を負います。その賠償額は、金10万円を上限とします。

(4) メンバーが、本サービスに関して、その責に帰すべき事由により、当ジムまたは第三者に損害を与えた時は、速やかに、当ジムに報告するとともに、そのメンバーが当該損害に対する責任を負うものとします。また同伴者の当ジム内での行為、支払い等について、メンバーは、連帯して責任を負うものとします。

第18条 「運営介入の禁止」

メンバーは、当ジムの運営に参加することはできません。

第19条 「通知方法」

メンバーへの通知・予告は、施設内への掲示する方法、ホームページに掲載する方法、登録事項としてメンバーにより登録された連絡先(メールアドレスを含みます。)その他当ジム所

定の方法によるものとし、当該通知・予告は、本規約において特段の定めのない限り、通常到達すべきであったときにメンバーに到達したものとみなします。

第20条 「禁止行為」

メンバーは、以下の行為をしてはいけません。

- ・他のメンバーを含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、当ジムを誹謗、中傷すること
- ・他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為
- ・大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為
- ・物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- ・当ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し
- ・他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- ・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為
- ・痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- ・刃物など危険物の施設内への持ち込み
- ・盲導犬を除く動物の施設内への持ち込み
- ・酒気をおびての来館、施設内での飲酒・喫煙
- ・パウダールームでの撮影
- ・館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、宗教や営利目的等の勧誘行為、政治活動、署名活動。
- ・高額な金銭、物の施設内への持ち込み
- ・当ジムの施設内の秩序を乱す行為
- ・自らのメンバー証を他人に貸与したり、使用させる行為
- ・他のメンバーのメンバー証を、当該メンバーの承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為
- ・その他、当ジムがメンバーとしてふさわしくないと認める行為。

第21条 「登録事項の変更」

(1) メンバーは、登録事項として登録された連絡先（メールアドレスを含みます。）に変更が生じた場合、当ジムの定める方法により、当該登録事項の変更を、遅滞なく当ジムに届け出るものとします。

(2) メンバーが前項の通知を怠ったことにより、メンバーまたは第三者が損害または不利益を被った場合であっても、当社は、当社に故意または過失がある場合を除いて責任を負いません。

(3) 当社はメンバーに対して、登録事項の真偽を確認し、また追加の情報提供を求め場合があり、メンバーはあらかじめこれに同意します。

第22条 「改正」

本規約の変更・追加等（以下「改正」といいます。）は当ジム所定の方法により予告・告知することにより行うものとし、改正した本規約の効力は全てのメンバーに及ぶものとしします。

第23条 「協議」

本規約の解釈について異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、当ジムはユーザーとの間で誠実に協議し、円満にその解決を図ります。

第24条 「準拠法および裁判管轄」

本サービス、本規約に関する事項については、日本法を準拠法とし、本サービス、本規約、に起因または関連して、メンバーと当ジムとの間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年11月13日 制定